

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和3年6月27日 02時00分ごろ
発生場所	島根県松江市美保関漁港南東方沖 美保関灯台から真方位204° 880m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経133° 19.3′)
事故の概要	プレジャーボート ^{たいゆう} 泰裕丸は、南西進中、定置網に進入し、同網を損傷した。
事故調査の経過	令和3年8月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 泰裕丸、5トン未満（長さ9.33m）
船舶番号、船舶所有者等	232-21731島根、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	定置網損傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人7人を乗せ、帰港の目的で、法定灯火を表示し、約12ノットの対地速力で、境港に向けて島根県松江市地蔵崎^{じそう}南方沖を南西進中、右舷船首方に定置網の存在を示す赤色灯（以下「本件赤色灯」という。）を視認した。</p> <p>船長は、そのままの進路で定置網の南方を通過しようと航行していたところ、船首方に本船より速力の遅い同航の大型船がいたので、本件赤色灯に至るまでに同船を追い越した後、進路を変更して本件赤色灯の南方を航行しようと思い、少し右舵を取り、その後同船を注視しながら航行した。</p> <p>本船は、船長が、船首方を見たところ、直近に本件赤色灯が見え、後進を掛けて定置網への進入を避けようとしたものの、間に合わず、定置網に進入し、プロペラに定置網のロープが巻き付き、運航できなくなった。</p> <p>本船は、船長が海上保安部に救助を要請し、連絡を受けた定置網を所管する漁業協同組合が手配したダイバーによってプロペラに巻き付いたロープが外され、自力で航行して帰港した。</p> <p>船長は、この海域を幾度も航行しており、美保関漁港南東方沖に定置網があることを知っていた。</p> <p>船長は、同航の大型船だけを注視することなく、周囲を見ていれば良かったと、本事故後に思った。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、南西進中、船長が、右舷船首方に本件赤色灯を認めていた状況で、本件赤色灯に至るまでに船首方の同航船を追い越した後、進路を変更して本件赤色灯の南方を航行しようと思ひ、少し右舵を取り、その後同航船を注視しながら航行を続けたことから、本件赤色灯に接近していることに気付かず、定置網に進入して同網を損傷させたものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が、右舷船首方に本件赤色灯を認めていた状況で、本件赤色灯に至るまでに船首方の同航船を追い越した後、進路を変更して本件赤色灯の南方を航行しようと思ひ、少し右舵を取り、その後同航船を注視しながら航行を続けたため、本件赤色灯に接近していることに気付かず、定置網に進入して同網を損傷させたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、同航船を追い抜く際、同航船だけを注視せずに周囲の見張りを適切に行うこと。